


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	川口 荘一		
件名	東大和市高齢者見守りぼっくす事業実施要綱の一部を改正する 訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東京都の火災予防条例等の改正により、自動通報制度の名称が変更されたこと及び住宅火災代理通報が新たに加わったことに伴い、東大和市高齢者見守りぼっくす事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点 第5条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項の「民間緊急通報システム事業」を「救急代理通報システム事業」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都の火災予防条例等との整合性を図ることができる。また、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者に住宅用火災警報器を貸与することで、生活の安全の確保に資することができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。